

第 1 2 号議案

「中野区長等の給料等に関する条例」の一部改正に係る意見
について

上記の議案を提出します。

令和 7 年（2 0 2 5 年）1 月 2 4 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

「中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」案を令和 7 年第 1 回中野区議会定例会に議案として提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

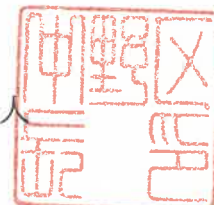
「中野区長等の給料等に関する条例」の一部改正に係る意見について

「中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」案を令和7年第1回中野区議会定例会に議案として提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められた別紙案文について同意する。

6中総総第2903号
令和7年1月14日

中野区教育委員会
教育長 田代 雅規 様

中野区長 酒井 直人



「中野区長等の給料等に関する条例」の一部改正に係る
意見聴取について(依頼)

「中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」案を令和7年第1回中野区議会定例会に議案として提出する予定です。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会のご意見を伺います。

記

1 改正内容

教育長の給料月額を改定する。

	改定額	現行	差
教育長	889,900 円	882,800 円	7,100 円

教育長の期末手当を改定する。

	改定後	現行	差
6 月	197/100	189/100	8/100
12 月	197/100	189/100	8/100
合 計	394/100	378/100	16/100

2 議案文及び新旧対照表 別添のとおり

3 施行年月日 令和7年3月1日

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表区長の項中「1, 254, 600円」を「1, 264, 600円」に改め、同表副区長の項中「1, 007, 100円」を「1, 015, 200円」に改め、同表教育長の項中「882, 800円」を「889, 900円」に改め、同表常勤の監査委員の項中「802, 100円」を「808, 500円」に改める。

第5条第2項中「100分の189」を「100分の197」に、「100分の166.5」を「100分の173.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																
第1条 (略) (給料の額) 第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <td>区長</td><td><u>1, 264, 600円</u></td></tr> <tr> <td>副区長</td><td><u>1, 015, 200円</u></td></tr> <tr> <td>教育長</td><td><u>889, 900円</u></td></tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td><td><u>808, 500円</u></td></tr> </table> 第3条・第4条 (略) (支給方法等) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の197</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の173.5</u>を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 附 則 (略) 別表 (略) 附 則 <u>この条例は、令和7年3月1日から施行する。</u>	区長	<u>1, 264, 600円</u>	副区長	<u>1, 015, 200円</u>	教育長	<u>889, 900円</u>	常勤の監査委員	<u>808, 500円</u>	第1条 (略) (給料の額) 第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <td>区長</td><td><u>1, 254, 600円</u></td></tr> <tr> <td>副区長</td><td><u>1, 007, 100円</u></td></tr> <tr> <td>教育長</td><td><u>882, 800円</u></td></tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td><td><u>802, 100円</u></td></tr> </table> 第3条・第4条 (略) (支給方法等) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の189</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の166.5</u>を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 附 則 (略) 別表 (略)	区長	<u>1, 254, 600円</u>	副区長	<u>1, 007, 100円</u>	教育長	<u>882, 800円</u>	常勤の監査委員	<u>802, 100円</u>
区長	<u>1, 264, 600円</u>																
副区長	<u>1, 015, 200円</u>																
教育長	<u>889, 900円</u>																
常勤の監査委員	<u>808, 500円</u>																
区長	<u>1, 254, 600円</u>																
副区長	<u>1, 007, 100円</u>																
教育長	<u>882, 800円</u>																
常勤の監査委員	<u>802, 100円</u>																